

表3. 奈良学園大学保健医療学部 学生用 新型コロナウイルス感染症関係（疑い含む）出席停止期間早見表

パターン	症状等	対応	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目	15日目	公欠届（感染症罹病）に添付する書類等	
①	学生の感染が判明 （有症状病原体保有者または みなし感染者） （最短例）	出席停止措置 ※保健所または大学の指示に従う	発症（判明前に欠席していれば最終登校日）	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	体調回復	無症状	無症状	無症状						<ul style="list-style-type: none"> ・ 治癒証明書（宿泊療養や自宅療養の場合は保健所が発行する就業制限解除通知書） ・ 出席停止期間中の体調管理票（アプリ） 	
			出席停止（発症日から10日経過し、且つ回復後72時間経過するまで）											登学						
②	学生の感染が判明 （有症状病原体保有者で2回陰性確認を受ける場合） （一例）	出席停止措置 ※保健所または大学の指示に従う 注4）PCR検査の感度参照	発症（判明前に欠席していれば最終登校日）	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	体調回復	検体採取	陰性判明 検体採取	陰性判明							<ul style="list-style-type: none"> ・ 治癒証明書（宿泊療養や自宅療養の場合は保健所が発行する就業制限解除通知書） ・ 出席停止期間中の体調管理票（アプリ） 	
			出席停止（発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後に24時間間隔でPCR検査2回陰性確認するまで）											登学						
③	学生の感染が判明 （無症状病原体保有者）	出席停止措置 ※保健所または大学の指示に従う 注4）PCR検査の感度参照	検体採取日	感染判明	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	健康観察	健康観察	健康観察						<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所が発行する就業制限解除通知書 ・ 出席停止期間中の体調管理票アプリ 	
			出勤不可（PCR検査陽性と判定されて7日間経過するまで） ただし、10日間を経過するまでは、要健康観察											登学						
④	学生の感染が判明 （無症状病原体保有者で2回陰性確認を受ける場合）	出席停止措置 ③でも対応可 ※保健所または大学の指示に従う 注4）PCR検査の感度参照	検体採取日	感染判明	無症状	無症状	無症状	検体採取	陰性判明 検体採取	陰性判明	健康観察	健康観察	健康観察						<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所が発行する就業制限解除通知書 ・ 出席停止期間中の体調管理票アプリ 	
			出席停止（PCR検査後4日間経過後に24時間間隔でPCR検査2回陰性確認するまで）ただし、10日間を経過するまでは、要健康観察											登学						
⑤	学生が家族以外との濃厚接触者に特定された場合 注7）	出席停止措置 ※保健所または大学の指示に従う ※感染が判明した場合は①～④へ ※陰性で症状がある場合は⑨へ 注4）PCR検査の感度参照	感染者と最後に接触した日	無症状	無症状	検体採取	陰性判明	無症状	無症状	無症状	健康観察	健康観察	健康観察						<ul style="list-style-type: none"> ・ 出席停止期間中の体調管理票アプリ （陰性報告と、保健所や医療機関から指示された自宅待機期間については行動メモ欄に記録） 	
			出席停止（学生が陰性と判明した場合、感染者と最後に接触した日から数えて7日間自宅待機） ただし、10日間を経過するまでは、要健康観察											登学						
⑥	学生が同居家族との濃厚接触者に特定された場合 注7）	出席停止措置 ※保健所または大学の指示に従う ※感染が判明した場合は①～④へ ※陰性で症状がある場合は⑨へ 注4）PCR検査の感度参照 注3）家族内等で濃厚接触者となった場合参照	同居家族の発症日または検体採取日と、感染対策を始めた日の遅い方の日	無症状	無症状	検体採取	陰性判明	無症状	無症状	無症状	健康観察	健康観察	健康観察						<ul style="list-style-type: none"> ・ 出席停止期間中の体調管理票アプリ （陰性報告と、保健所や医療機関から指示された自宅待機期間については行動メモ欄に記録） 	
			出席停止（同居家族の発症日または検体採取日と、感染対策を始めた日の遅い方の日から数えて7日間自宅待機）ただし、10日間を経過するまでは、要健康観察											登学						
⑦	学生の同居家族が濃厚接触者と特定されたり、 *発熱等のかぜの症状がみられたりすることにより、PCR検査を受検する場合 注7)	出席停止措置 ※同居家族の感染が判明した場合は⑥へ 注4）PCR検査の感度参照	同居家族等の濃厚接触者認定等の日			同居家族 検体採取	同居家族 陰性判明												<ul style="list-style-type: none"> ・ 出席停止期間中の体調管理票アプリ （同居家族の陰性報告は行動メモ欄に記録） 	
			出席停止（同居家族が陰性と判明する日まで）											登学						
⑧	学生に*発熱等のかぜの症状がみられ、受診した場合 （PCR検査を受検しない場合）	発症後少なくとも8日が経過し、且つ解熱剤等を服用していない状態で全ての症状が消失して3日が経過するまで出席停止措置（ただし、8日または3日については医師の診断により変更可能）	発熱等のかぜの症状出現	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	体調回復	無症状	無症状								<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の領収証、または診療明細書のコピー ・ 薬を処方された場合は調剤明細書のコピー （ただし、臨地実習中の場合は実習要綱に従う） ・ 出席停止期間中の体調管理票アプリ 	
			出席停止（原則：発症後少なくとも8日が経過し、且つ回復後3日経過するまで）											登学						
⑨	学生に*発熱等のかぜの症状があり、PCR検査を受検する場合 （一例）	発症後少なくとも8日が経過し、陰性であっても、解熱剤等を服用していない状態で全ての症状が消失して3日が経過するまで出席停止（ただし、8日または3日については、医師の診断により変更可能）注4）PCR検査の感度参照※感染が判明した場合は①または②へ	発熱等のかぜの症状出現	症状あり	検体採取	陰性判明	症状あり	症状あり	体調回復	無症状	無症状								<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の領収証、または診療明細書のコピー ・ 薬を処方された場合は調剤明細書のコピー （ただし、臨地実習中の場合は実習要綱に従う） ・ 出席停止期間中の体調管理票アプリ 	
			出席停止（原則：回復後3日経過するまで）											登学						

注1) 「*発熱等のかぜの症状」とは、微熱（普通の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5度前後より高い状態）以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調とする。「*発熱等のかぜの症状」がある場合は、かかりつけ医等身近な医療機関(近医)に電話で相談して受診すること。「近医」がわからない場合は「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」（地域により名称が異なる）に電話で相談すること。

注2) 本早見表の「出席停止」とは、登学や実習についての出席停止のことである。オンライン授業の場合の出席停止については、科目担当教員が当該学生の体調により判断することとする。

注3) 家庭内等で濃厚接触者となった場合は、家族等が発症した日または検体採取日と、感染対策（換気、マスク着用、消毒、個室隔離等）を始めた日の遅い方の日から数えて7日間経過すれば、待機期間をその時点で終えられる。別の家族等が発症した場合はその時点から数え直すこととする。（2022年2月2日付厚労省通知）

注4) PCR検査の感度は70%程度と言われている。そのため、PCR検査で陰性であっても、新型コロナウイルス感染症でないとは言いきれないことがある。そのため、濃厚接触者と特定され陰性と判明した場合でも、患者と接触した翌日から7日間（2022年1月28日付厚労省通知）の自宅待機が要請される。また、PCR検査は、発症から10日以降は検出性能が低い。そのため、PCR検査で陰性であっても、かぜの症状がある場合には、加療を優先させて体調回復するまで自宅待機をすることを基本とする。ただし、症状が長引いた場合で、医師が、「非感染性であり、出席可」と判断した場合は登学可となり、出席停止の対象から外れることとなる。

注5) その他、「学生の出席停止」についての最終的判断は学科長判断とする。出席停止になった場合は、登学時に公欠届の手続きをすること。

注6) 「本早見表」は、現時点での新型コロナウイルス感染症関係（疑い含む）の出席停止に関する原則をパターン別に示している。今後の知見の動向等により、必要時更新し、柔軟に対応するものとする。

注7) 本学の学生または教職員の中で陽性者が確認され、その者と接触があった者（本学の学生）を濃厚接触者候補範囲に特定するかどうかの判断は学生支援センター長が行う。（令和4年2月4日臨時企画運営会議決定。令和4年1月26日付奈良県通知対応。）